

○新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等が減少するなどし、国民健康保険税の納付が困難になった世帯に対して、国民健康保険税を免除または減免する制度。

対象世帯

次の1か2のいずれかに該当する世帯

1. 新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯
2. 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入（以下「事業収入等」）の減少が見込まれ、次の要件全てに該当する世帯

〈要件〉

- ・世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかが前年の当該事業収入等の額の10分の3以上減少していること
- ・世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額が1,000万円以下であること
- ・減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

減免の対象となる保険税

令和3年度分の保険税のうち、納期限が令和3年4月1日から令和4年3月31日までのもの

※令和2年度相当分の保険税のうち、令和2年度末に資格を取得したことなどにより令和3年4月以降に納期限が到来するものも対象

※令和元年度分及び令和2年度分の保険税のうち、納期限が令和2年2月1日から令和3年3月31日までのものについても引き続き申請を受付

令和元年度分

	合計	うち令和3年7月以降申請受付分
件数（件）	159	1
減免額（円）	2,793,400	11,700

令和2年度分

	合計	うち令和3年7月以降申請受付分
件数（件）	182	4
減免額（円）	25,975,300	435,200

令和3年度分

	合計
件数（件）	47
減免額（円）	6,494,100

●新型コロナウイルス感染症に伴う国民健康保険傷病手当金の支給

○昭島市国民健康保険の被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合または発熱等の症状があり感染が疑われた場合に、その療養のため労務に服すことができなかった期間（一定の条件を満たした場合に限る）、傷病手当金を支給する制度

対象者

以下の全てに該当するかた

1. 昭島市国民健康保険被保険者
2. 勤務先から給与の支給を受けているかた
3. 新型コロナウイルス感染症に感染または発熱等の症状によりその疑いがあるため、労務に服することができなかった期間があるかた
4. その労務に服することができなかった期間について給与の全額または一部が支給されないかた

適用期間

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間

	令和2年度
件数	1
手当金額(円)	75,097

	令和3年度
件数	31
手当金額(円)	2,019,106